

令和5年第2回定例教育委員会会議議事録

会議室601・602  
令和5年2月15日(水)  
15時35分～17時15分

---

出席委員

教育長

計田春樹

教育長職務代理者

長谷川武司

委員

高橋正明

委員

小野武也

欠席委員

委員

田原知江

---

事務局

教育部長

木村敏男

次長兼教育振興課長

石原洋

学校給食課長

沖克哉

学校教育課課長

山垣内理恵

生涯学習課長

平木良典

スポーツ振興課長

平田潔

文化課課長

中川卓司

書記 教育振興課総務企画係長

大村寿行

書記 教育振興課主事

峰松沙那

---

議	題
三教委議第1号	令和5年第1回市議会定例会に提出する教育委員会関係議案に対する意見聴取について（非公開）
三教委議第2号	三原市立学校の学校評議員設置規程の一部改正について（公開）
三教委報第2号	会計年度任用職員の任用に係る臨時代理の承認について（非公開）
三教委報第3号	県費負担教職員の任免及び懲戒その他の進退に係る内申の承認について（非公開）
そ の 他	請願について

---

---

**計田教育長** 令和5年第2回定例教育委員会会議を始める。

本日の会議は、田原委員が欠席となっている。

本日の議事録署名委員は、長谷川委員と小野委員にお願いする。

それでは、令和5年第1回定例教育委員会会議の議事録の朗読を簡潔にお願いする。

**書記** (令和5年第1回定例教育委員会会議の議事録を簡潔に朗読)

**計田教育長** 議事録を承認してよろしいか。

(一同承認)

**計田教育長** 議事録の承認については、以上である。

---

**計田教育長** それでは、議事に入る。本日の議案、報告事項のうち「三教委議第2号」及び「請願について」を公開とし、それ以外は人事案件等であり、公開になじまないため、非公開として審議したいと思う。審議の進め方については、公開案件を先に審議し、その後、非公開の案件の順に審議したいと思うが、よろしいか。

(一同承認)

**計田教育長** それではそのように取り扱う。それでは「三教委議第2号」について、事務局から説明願う。

**山垣内学校教育課長** 4ページ三教委議第2号「三原市立学校の学校評議員設置規程の一部改正について」説明します。三原市立学校の学校評議員設置規程の一部を改正する規程を次のように制定するものです。様式については、5ページに掲載しています。提案理由は、提出書類を記名のみでの取扱いにすることにより、行政手続の簡素化を図り、その他所要の改正を行うため、この案を提出するものです。

**計田教育長** 説明を受けたが、何か質問や意見はあるか。

**高橋委員** 学校評議員について、人数の規定はあるのか。

**山垣内学校教育課長** 各学校において、5名以内で学校からの推薦になります。

**高橋委員** 人数の下限はあるのか。

**山垣内学校教育課長** 確認いたします。

**計田教育長** 暫時休憩とする。

---

15時40分休憩

---

15時42分開議

---

**計田教育長** 休憩前に引き続き、会議を再開する。

**山垣内学校教育課長** 学校評議員については、三原市立学校管理規則第38条3項において、小中学校には、教育委員会の定めることにより、学校評議員を置くことができると示されております。上限については先ほど述べたように5名ですが、下限については示されていません。

**高橋委員** 下限については、理解した。

**計田教育長** ほかに質問や意見はあるか。

(なし)

**計田教育長** 以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委議第2号」について、可決することに異議はないか。

(異議なし)

**計田教育長** 全員賛成と認める。次第のその他に入る前に、暫時休憩する。

---

15時45分休憩

---

16時30分開議

---

**計田教育長** それでは会議を再開する。その他、請願について事務局から説明願いたい。

**石原次長兼教育振興課長** 「請願について」説明します。本件は、1月27日付けの請願1件についてです。内容は先ほどご確認いただいたとおりでございます。

**計田教育長** 説明を受けた。何か質問や意見はあるか。

**長谷川委員** 請願書にある選定委員会とは、何の委員会のことか。

**石原次長兼教育振興課長** 請願書の趣旨の1行目に教科書採択に係り、というくだりがあることや、請願の理由に示されていることから、三原市教科用図書採択地区選定委員会のことを言われているものだと思います。

**高橋委員** 選定委員会は、地方自治法上の位置づけは、どのようなものなのか。

**石原次長兼教育振興課長** 地方自治法第138条の4第3項には、普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでないと規定されています。三原市教科用図書採択地区選定委員会は、執行機関の附属機関として諮問のための機関、つまり諮問機関という位置づけになります。

**小野委員** 今あった附属機関や諮問機関は、どのようなものなのか。

**木村教育部長** 逐条地方自治法によりますと、附属機関とは執行機関が行政の執行権を有するに対して、執行機関の行政執行のため、又は行政執行に伴い必要な調停、審査、審議又は調査等を行う事を職務とする機関であり、執行権を有しないものである、とされています。諮問とは、特定の事項について附属機関の意見や見解を求め、尋ねることを言い、諮問に応じる場合など、問題等について意見を闘わし、論議してその意見の答申等を行う事をその職務とする機関のようなものを指すとされています。教科書の採択について、附属機関であるこの委員会に意見や見解を求め、尋ねられるほうが諮問機関という解釈になります。

**小野委員** 条例の定めるところによりということだが、選定委員会は三原市の条例では、どのような定めなのか。

**木村教育部長** 三原市には、市長等の附属機関に関する条例というものがございます。この条例において、担任する事務は教科用図書を調査研究する観点に係る審議並びに教

科用図書採択に係る審議及び答申に関する事務とし、委員の定数を14人以内、委員の任期を委嘱の日から採択の日までと規定しています。この選定委員会については、自治法上は執行機関である教育委員会事務局の附属機関であり、その性格は諮問機関であるということになります。

**高橋委員** 教科書採択に関して、選定委員会への諮問や答申の流れを簡潔に説明していただきたい。

**石原次長兼教育振興課長** 令和3年度の例になりますが、6月の定例教育委員会会議において、基本方針、委員の委嘱、委員の任命及び諮問に関して教育委員の皆さまにご審議いただいた後に、選定委員会への諮問を行っています。その後、選定委員会は、専門的な調査研究を行われ、8月の臨時教育委員会会議で答申をされています。そして、同月の定例教育委員会会議において採択に関し、教育委員の皆さまにご審議をいただいています。

**長谷川委員** 請願書の請願の理由2に、実施機関という言葉が出てくるが、これは何のことを指しているのか。

**木村教育部長** 三原市情報公開条例の中に定義がございまして、実施機関とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業、消防長及び議会をいうとされています。地方自治法上の執行機関に水道事業、消防長及び議会を加えたものと思われまます。教育委員会は執行機関ですので、執行機関としての教育委員会と同時に、この条例上においての実施機関と解釈されます。

**長谷川委員** 選定委員会の委員は、実施機関の職員ということか。

**石原次長兼教育振興課長** 選定委員会の委員は附属機関の委員になります。

**高橋委員** 執行機関としての教育委員会事務局と、諮問機関としての選定委員会の立ち位置は理解した。

**小野委員** 教科書選定について、公平性の確保が言われていると思うが、執行機関としての三原市教育委員会事務局の取り組みについて教えていただきたい。

**山垣内学校教育課長** 教科書採択に関しては、公平確保の徹底等について、通知が発出されています。この通知を参照し、事務に遺漏がないように努めております。

**小野委員** 教育委員会事務局として、採択に関する情報の公開について、付け加えることはあるか。

**山垣内学校教育課長** 教育委員会会議の採択に係る議事録の公表を行っています。また採択結果及び理由の速やかな公表を行っています。

**高橋委員** その他に、教育委員会事務局として何か付け加えることはあるか。

**木村教育部長** 教科書の採択について、市民の皆さまにも非常に関心のある事だと承知しております。従いまして、教科書について一層の理解を深めていただくために、採択にあたっての教科書の展示会を行っています。これについては、ホームページ等で周知を行い、多くの方に来ていただいていると感じています。同時に、公正性という意味合いでは、教科書発行者等による宣伝行為も出てくる可能性もあります。こういったことに影響されることなく、教育委員会の責任において、採択における適正、公正を期すとともに、注意して事務を進めています。

**長谷川委員** 今までの説明により、執行機関と附属機関の関係とその役割、情報の公開や透明性が確保をされていると認識した。

**高橋委員** 私も執行機関と附属機関の関係について、関係性と役割、立ち位置を理解した。また、公正の確保の徹底についても、努力されていることを理解した。よって本件請願項目は附属機関に関するものであり、審議不要と考える。

**小野委員** 私も審議不要でいいと考える。

**長谷川委員** 私も審議不要でいいと考える。

**計田教育長** その他、意見はあるか。

(なし)

**計田教育長** ただいまの各委員の意見をもとにお諮りする。本件については、「議案としない」こととしてよろしいか。

(異議なし)

**計田教育長** 全員賛成と認める。それでは、そのように取り扱う。以上で、「請願について」の協議を終了とする。ここから非公開にて審議する。傍聴者の方は退席をお願いします。

(非公開案件審議後)

---

**計田教育長** 以上で第2回定例教育委員会会議を終了する。

17時15分 教育委員会会議終了  
傍聴者1名

---

上記のとおり会議の顛末を記載し、その旨相違ないことを証すため、ここに署名する。

署名 \_\_\_\_\_

署名 \_\_\_\_\_